

権利関係⑩ 「時効」



1. 時効とは？種類は？
2. 取得時効の考え方は？
3. 消滅時効の起算点は？
4. 時効の効力等
5. 時効の完成猶予と更新とは？

1. 時効制度～一定の事実状態において一定期間が経過した場合、それまでの権利関係より事実状態が尊重され、権利の**取得・消滅**を法的に認める制度

取得時効～一定期間の経過によって権利を取得する

消滅時効～一定期間の経過によって権利が消滅する

＊時効の完成とは、時効の進行期間が満了すること＊

2. 取得時効(所有権の取得時効)

成立要件① **所有の意思**をもって、**平穏かつ公然**に**占有**

② 占有の開始 善意**無**過失～10年

善意有過失・悪意～20年

占有の承継～占有者から占有を承継した者は、前占有者の占有期間と前占有者の地位(占有の開始の状態)を承継する

3. 消滅時効の完成期間

一般債権～①債権者が権利を行使する(時効が始まっている)ことを知ったときから5年
②権利を行使することができるときから10年
①、②のいずれか早い期間で完成

* 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権は20年
所有権以外の財産権～20年

消滅時効の起算点(履行遅滞の起算点と間違えないように注意)

期限の種類	いつから進行するか
確定期限	期限が到来したときより
不確定期限	期限が到来したときより (* 期限の到来を知ったときではないので注意)
期限の定めなし	債権が成立・発生したとき
停止条件付	条件が成就したとき

4. 時効の効力

- ＊ 時効は当事者が援用しないと効力が生じない
- ＊ 時効が完成するとその効力は起算日に遡るさかのぼ(遡及効)
- ＊ 時効の援用は自由なので、時効によって得られる利益は放棄することができるが、時効の利益の放棄は時効完成前にはできない

5. 時効の完成猶予と更新

時効の完成猶予

裁判上の請求や催告(裁判外請求)などの事由が生じた場合、一定期間時効の進行を停止させること

時効の完成猶予となる事由	時効完成猶予期間
裁判上の請求など	1 裁判中 2 判決で権利が確定しなかった→ 裁判終了後 6 カ月を経過するまで
催告(裁判外の請求)	その時から 6 カ月を経過するまで
仮差押え、仮処分	その事由が終了したときから 6 カ月を経過するまで

時効の更新

時効が新たに進行を始めること(これまで進行していた時効を完全に止めて、新しく時効をやり直すこと)

時効の更新となる事由		時効が新たに進行を始めるとき
時効の完成 猶予後	裁判上の請求等	判決で権利が確定したときから (確定判決時)
権利の承認があったとき		権利が承認されたときから (債務者が債務を認めたときから)